

2023年5月22日

各 位

会社名 堺化学工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 矢倉敏行
 (コード番号 4078 東証プライム)
 問合せ先 人事総務部長 渡辺敏樹
 電話番号 072-223-4111

第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第4回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、2023年5月22日開催の当社取締役会において、下記の通り第三者割当により発行される第4回転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本日付公表の「業務提携に関するお知らせ」も併せてご参照ください。

1. 募集の概要

(1) 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 割当日及び払込期日	割当日：2023年6月7日 払込期日：2023年6月16日
(2) 新株予約権の総数	30個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は100,000,000円（額面100円につき金100円） 本社債に付された新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	1,518,900株
(5) 資金調達額	3,000,000,000円
(6) 転換価額	1,975円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をSH1, L.P.（以下「割当予定先」といいます。）に割り当てます。
(8) 利率及び償還期日	本社債には利息を付しません。 償還期日：2030年6月15日
(9) 償還価額	額面100円につき100円
(10) その他	(1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要します。 (2) 別紙1記載の発行要項の通り、本転換社債型新株予約権の行使期間は2025年6月7日から2030年6月15日とされており、2023年6月7日から2025年6月6日までの期間は、原則として、割当予定先は本転換社債型新株予約権を行使できません。

(2) 第4回新株予約権

(1) 割当日及び払込期日	割当日：2023年6月7日 払込期日：2023年6月16日
(2) 新株予約権の総数	10,126個
(3) 発行価額	総額35,137,220円（本新株予約権1個当たり金3,470円）
(4) 当該発行による潜在	1,012,600株（新株予約権1個当たり100株）

株式数	
(5) 資金調達の内額	2,035,022,220円 (内訳) 新株予約権発行分35,137,220円 新株予約権行使分1,999,885,000円
(6) 行使価額	1,975円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を SH1, L.P. に割り当てます。
(8) 行使期間	2023年6月17日から2027年12月31日まで
(9) その他	(1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要します。 (2) 別紙2記載の発行要項の通り、当社の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値がある30連続取引日のうちいずれか20取引日において、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある行使価額の120%を超えるまで、割当予定先は本新株予約権を行使できません。

2. 募集の目的及び理由

当社は、1918年6月に、当社の現在の堺事業所（大阪府堺市堺区戎島町）にて、「堺精煉所」として創設され、その後、法人化するべく1920年5月に合資会社に組織変更（商号名：合資会社堺精煉所）を経た上で、1932年2月に「株式会社堺精煉所」に組織変更をしました（同年11月に商号を「株式会社堺精煉所」から、現在の「堺化学工業株式会社」に変更しております。）。

当社は、その事業として、亜鉛華（酸化亜鉛）の製造を創業時である1918年6月から開始し、その後、順次、取り扱う化学工業製品の範囲を拡大してまいりました。すなわち、1920年11月にはバリウム製品の製造を開始し、1935年1月にはアナターズ型の酸化チタンの工業的生産に成功し、1950年6月には金属石鹼（塩化ビニール用）である樹脂添加剤の製造を開始し、現在は、合計8グループの化学工業製品の製造及び販売を行っております。また、当社は、これらの化学工業製品の製造及び販売に加えて、その完全子会社であるカイゲンファーマ株式会社（1964年3月設立）（住所：大阪府中央区）を通じて、医薬品及び医薬部外品の製造及び販売にも従事してきました。

当社は、本日現在において、子会社18社（連結子会社16社及び非連結子会社2社）を有しておりますが（以下、当社及びその子会社を総称して「当社グループ」といいます。）、それらの子会社は、上記の化学工業製品の製造・販売、又は医薬品若しくは医薬部外品の製造・販売に従事しております。

当社グループは、2019年4月12日に、2020年3月期から2024年3月期を対象とする中期経営計画「SAKAINNOVATION 2023」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、公表をいたしました。本中期経営計画では、6つの事業領域（電子材料事業、酸化チタン・亜鉛製品事業（化粧品材料）、樹脂添加剤事業、触媒事業、化学その他事業（高屈折材料）、医療事業を指します。）を中心に収益向上を図り、そのための戦略投資として190億円を計画し、数値目標として掲げた営業利益80億円以上、営業利益率7%以上、ROE6%以上を達成し、新たな当社グループ像の創造に挑戦することを明らかにしております。

しかしながら、本中期経営計画の初年度にあたる2020年3月期では、米中貿易摩擦の影響により当社グループの電子材料に関する収益が悪化したことから、営業利益は40.15億円、営業利益率4.6%、ROE3.3%となり、また、2021年3月期においては新型コロナウイルスの蔓延により、化粧品材料事業の収益が悪化したことから、営業利益は43.04億円、営業利益率5.1%、ROE マイナス3.6%となり、営業利益及びROEはいずれも2019年3月期に比べて落ち込みました。他方で、本中期経営計画の3年目である2022年3月期においては、市況の回復とともに、特に電子材料事業を中心に好調に推移し、また、化粧品材料についても下半期から海外市場を中心に回復を見せたことから、営業利益は74.94億円、営業利益率9.4%、ROE8.7%となりました。その後、本中期経営計画の4年目

である2023年3月期においては、下半期からの景気後退の影響で販売低迷が続き、利益を引き下げたことから、営業利益は44.07億円、営業利益率5.3%、ROE2.9%となっております。

当社は、本中期経営計画の最終年度である2024年3月期において、外部環境影響の継続が予想されるものの、業績回復に向け着実に取り組みを推進し、事業を運営していく所存です。本中期経営計画以降は、2030年にROE12%を達成することを中長期の経営ビジョンとしており、次期中期経営計画（2024年3月期から2027年3月期）は2030年までの中間点と位置づけ、連結営業利益110億円とし、ROEについても2030年目標達成に向け更なる改善を図る予定です。この目標を達成するために、成長事業を中心とした積極的な投資による持続的な利益成長、資本効率の向上を進めていく計画ですが、成長投資のための資金調達や、M&Aを含めた事業ポートフォリオの見直しが経営課題となっております。

かかる認識の下、当社は、資金調達に加えて、当社が認識している経営課題の解消や中期経営ビジョン遂行への高度な業務提携・アドバイスを受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると考えられる業務提携先として、IAパートナーズ株式会社（以下「IAパートナーズ」といいます。）を選定いたしました。当社は、IAパートナーズがサービスを提供するファンドである割当予定先に対して、本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行する予定であり、IAパートナーズとの間で、本日付で業務提携契約を締結することといたしました。当社は、IAパートナーズから受けるノウハウを活用することにより、業績向上のための諸施策の検討及び着実な実行を積極的に推進してまいります。業務提携に関する詳細につきましては、本日付公表の当社プレスリリース「業務提携に関するお知らせ」も併せてご参照ください。

なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、転換期間を約5年間とする本新株予約権付社債（調達額3,000,000,000円）、及び行使期間を約4年6ヶ月間とする本新株予約権（最大調達額2,035,022,220円）を第三者割当の方法によって割り当てるものです。本新株予約権付社債においては、発行時点において3,000,000,000円の資金が調達でき、本新株予約権においては、段階的に資金を調達できる仕組みとなっております。

(2) 他の資金調達方法と比較した場合の特徴

- ① 有償の株主割当は、既存株主に十分に配慮した上で、資金調達ができるという面において有効な調達方法である反面、発行時に必要な資金が調達できない可能性があり、また最終的に必要な資金が調達できない可能性もあります。
- ② 公募増資又は第三者割当の方法による新株式発行の場合には、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、転換社債型新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。
- ③ 新株予約権のみに限定した資金調達の場合は、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。
- ④ 転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、開発の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になります。

- ⑤ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の場合、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方向修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、希薄化の程度をコントロールできず、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑥ 株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆる MS ワラント）の場合、潜在株式数は予め固定されているものの、行使価額の下方向修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、行使されるまで資金の払込みがなされないという点において、調達の即時性には限界があります。一方で本新株予約権付社債は払込日に 3,000,000,000 円全額の資金調達が可能となるため、MS ワラントによる資金調達の確実性は本新株予約権付社債と比較して低いと考えられます。
- ⑦ 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、割当先である既存投資家の応募率が不透明であるため、どの程度の金額の資金調達が可能か不透明であることから、適切な資金調達手段ではないと判断しました。以上から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ⑧ 間接金融については、現在、当社グループの金融機関からの借入余力に問題ありませんが、今後の事業拡大投資を行う体制を整えるため、今般の資金調達は本新株予約権付社債及び本新株予約権によることで、将来の借入余力を確保することが重要であると判断しました。

(3) 本資金調達を選択した理由

① 株価への影響の軽減

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先に対する第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）に係る取締役会決議日の前取引日（2023年5月19日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.08を乗じた金額の小数点以下を切り捨てた1,975円に決定いたしました。本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の終値を基準といたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の動向を考慮した結果、過去1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて転換価額及び行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価（小数点以下切り上げ、以下同様。）1,834円に対し7.69%（小数点第3位を四捨五入、以下同様。）のプレミアム、過去3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,804円に対し9.48%のプレミアム、また、過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,807円に対し9.30%のプレミアムとなっております。当該転換価額及び行使価額については、発行後に修正が行われない仕組みとなっており、その決定に際しては、割当予定先と当社株式の各期間における市場での売買出来高や株価変動、決算短信等の情報開示からの期間等を協議した上で、総合的に判断いたしました。

本件第三者割当による資金調達は、一度に調達予定総額に相当する新株式を発行するものではなく、本新株予約権付社債の転換や本新株予約権の行使は株価の動向等を踏まえて行われるため、新株式発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できると考えております。

②希薄化の抑制

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行される可能性があるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。

また、上記の通り、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては、転換価額及び行使価額は株価に伴って上昇しないため、上昇によるメリットを完全に享受することはできませんが、円滑な転換及び行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達が可能であると考えております。

③追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、無利息による資金調達を行うとともに、当社の技術・事業開発の進捗及び資金需要に応じて本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

④本新株予約権付社債の特性

本新株予約権付社債は、その特性上、当初に本社債の元本部分の払込みが行われ資金調達が実現できますが、本新株予約権付社債の転換が行われずに償還期限を迎えた場合には、手持ち現金を原資として、本新株予約権付社債の償還が必要となります。

⑤本新株予約権の特性

新株予約権の特性上、新株予約権の行使が行われない場合、当該新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、上記「1. 募集の概要 (2)第4回新株予約権 (9)その他」に記載の通り、当社の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある30連続取引日のうちいずれか20取引日において、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある行使価額の120%を超えるまで、原則として、割当予定先は本新株予約権を行使できない予定であり、当該条件を満たすまで本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、当該条件は、上記の通り、既存株主保護の観点から一時的な希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図しつつ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うことを企図して設けられたものであります。

以上から、当社の置かれている現在の状況を踏まえ、他の選択肢と比較検討した結果、今回、本新株予約権付社債及び本新株予約権という調達手法が最良の選択であると認識しております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	5,035,022,220円
(内訳)	
(ア)本新株予約権付社債の発行	3,000,000,000円
(イ)本新株予約権の発行	35,137,220円
(ウ)本新株予約権の行使	1,999,885,000円
② 発行諸費用の概算額	10,000,000円
③ 差引手取概算額	5,025,022,220円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額3,000,000,000円に本新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額2,035,022,220円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予

約権に係る新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士報酬費用、新株予約権等算定評価報酬費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、登記費用（登録免許税を含みます。）等を合計した金額としております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途>

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	化粧品材料マルチプラント及び管理棟建設	2,400	2023年9月 ～2025年12月
②	片山製薬所医薬品原薬工場能力増強	600	2023年7月 ～2024年12月

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
③	M&Aを通じた事業拡大	2,025	2025年4月 ～2027年3月

(注) 1. 上記の使途及び金額は、従来経験則に基づいて試算した概算値であります。このため、今後、当社が上記①～③の使途に係る施策を変更した場合や当社の取り巻く環境の変化があった場合等、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後の施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、法令等に従い適時適切に開示します。

2. 実際に調達した資金は、上記具体的な資金使途の支払が発生した順に応じて充当いたします。
3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定通りの資金調達ができなかった場合には、自己資金の活用及び銀行借入れの方法による資金調達により上記の使途へ充当する予定です。
4. 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
5. 上記①～③の具体的な資金使途

① 化粧品材料マルチプラント及び管理棟建設

成長事業である化粧品材料については、本中期経営計画の期間中に超微細酸化亜鉛及び超微細酸化チタンの設備増強を行いました。当社はUV遮蔽効果がある超微細酸化亜鉛や超微細酸化チタン以外にも、例えば、「ばりまる」、「かるまる」、「板状硫酸バリウム」など、環境にやさしい化粧品材料も取り揃えております。マルチプラントと管理棟の建設により多様な化粧品材料の量産及び管理体制の構築が可能になり、化粧品材料の更なる拡販、収益拡大が期待できます。本新株予約権付社債により調達する資金のうち、2023年9月から2025年12月までに2,400百万円を充当することを予定しております。

② 片山製薬所医薬品原薬工場能力増強

片山製薬所では医薬品原薬・中間体の製造、販売を手掛けており、将来の更なる拡販体制構築に向けて、富山工場の第二製造棟の改修及び設備導入を検討しております。これにより、当社グループ有機化学品の更なる収益拡大が可能になります。本新株予約権付

社債により調達する資金のうち、2023年7月から2024年12月までに600百万円を充当することを予定しております。

③ M&A を通じた事業拡大

当社は更なる飛躍と持続的な成長を実現させるために、次の成長の原動力となりうる、電子材料関連や化粧品関連、有機化学関連を中心とした M&A を検討しております。現時点において具体的に計画されている M&A の案件はありませんが、上記の対象企業の時価総額や過去において具体的に検討した案件等を勘案し、機動的に M&A のための資金手当てを実施するための資金として、当社グループの電子材料や化粧品材料、有機化学品とシナジーを期待できる1社又は複数社を対象に2027年3月までに本新株予約権により調達する資金2,025百万円を充当することを予定しております。なお、上記充当予定期間内に上記金額分の M&A を実行しなかった場合においても、当社の成長に向け継続的に実現を図ってまいります。今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当により調達する資金は、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日（2023年5月19日）の当社普通株式の普通取引の終値1,829円を基準価格として、基準価格に1.08を乗じた金額の小数点以下を切り捨てた1,975円といたしました。

本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準といたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の動向を考慮した結果、過去1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて転換価額及び行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価（小数点以下切り上げ、以下同様。）1,834円に対し7.69%（小数点第3位を四捨五入、以下同様。）のプレミアム、過去3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,804円に対し9.48%のプレミアム、また、過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,807円に対し9.30%のプレミアムとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件及び本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して価値算定を依頼しました。

本新株予約権付社債については、株価（取締役会決議日の前取引日の株価）、配当率（4.10%）、権利行使期間（約5年間）、無リスク利率率（0.186%）、株価変動性（32.94%）、発行会社及び割当予定先の行動、その他本新株予約権付社債の発行要項、発行条件及び当社が割当予定先との間で2023年6月7日付で締結する予定の引受契約（以下「本引受契約」といいます。）に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）とプルータス・コンサルティングの算定した公正価値（額面100円当たり約98.3円）を比較した上で、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

本新株予約権については、株価（取締役会決議日の前取引日の株価）、配当率（4.10%）、権利行使期間（約4年6ヶ月間）、無リスク利率（0.186%）、株価変動性（32.94%）、発行会社及び割当予定先の行動（割当予定先は、発行日以降、同時に発行される本新株予約権付社債が全て行使された後、かつ、30連続取引日のうち、20取引日において株価終値が行使価格の120%を上回った場合、随時権利行使して、取得した株式を市場において売却するものとします。但し、売却にあたっては、1日当たり売買出来高平均値（約57,000株/日）の約10.00%（約5,700株/日）を目安に、日々売却するものとします。当社は、基本的には割当予定先の行使を待つものとします。）、その他本新株予約権の発行要項、発行条件及び本引受契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の、1個当たりの払込価額を、3,470円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。かかる本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しております。

なお、当社監査役3名（うち2名が社外監査役）からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容並びに上記のプルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でなくかつ適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について、監査役として本件第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・プルータス・コンサルティングは企業価値評価実務、発行実務を熟知しており、これらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を豊富に有し、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・発行条件等については企業価値評価に定評のあるプルータス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・プルータス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権付社債及び本新株予約権のいずれも有利発行に該当しないこと。
- ・上記の点から、プルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

発行数量に関しては、当社株式の直近6ヶ月（121取引日）の売買高は8,130,400株、3ヶ月（60取引日）では3,563,900株、1ヶ月（19取引日）では1,086,800株に対し、本新株予約権付社債の転換により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,518,900株、転換期間は約5年間、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,012,600株、行使期間は約4年6ヶ月間、本件の対象となる合計株式数2,531,500株を約4年6ヶ月間で消化するためには、それぞれ直近6ヶ月の売買高ベースでは一日平均売買高の3.46%、直近3ヶ月の売買高ベースでは一日平均売買高の3.95%、直近1ヶ月の売買高ベースでは一日平均売買高の4.31%となり、合理性があるものと考えております。また、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額はいずれも固定されており、割当予定先による過度の売却が割当予定先の利益にそぐわないこと、また保有株式の売却の際には、割当予定先は市場に配慮した上で行う旨を口頭で確認していることから、割当予定先による過度な売り圧力とはならないと認識しております。

本新株予約権付社債の転換により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,518,900株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,012,600株であり、本新株予約権については、一定の条件のもと当社の判断により残存している本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

上記の通り、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、最大で合計2,531,500株（議決権の数は25,315個）であり、2023年3月31日現在の発行済株式総数17,000,000株（総議決権数161,372個）に対して、合計14.89%（議決権比率15.69%）となります。

当社としましては、企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る発行数量は、純資産の充実、及び当社の資金需要に対応する資金を確保できるという点において、有用と判断しております。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換価額及び行使価額がいずれも固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額及び行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、割当予定先の持つノウハウ、ネットワークを活用して、成長投資を行うことで企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

したがって、当社といたしましては、財務状況の強化及び事業構造の改革に係る資金を確保することを目的とする今回の第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(2023年5月22日現在)

名称	SH1, L.P.	
所在地	Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands	
設立根拠等	the Exempted Limited Partnership Law of the Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
組成目的	投資	
組成日	2023年4月25日	
出資額	7億1,000万円	
主たる出資者及びその出資比率	IA パートナーズ1号投資事業有限責任組合 Stakeholder Investment Private Equity Fund L.P. 出資比率につきましては、開示の同意が得られていないため記載していません。	
業務執行組合員 (General Partner) の概要	名称	SH Investment, Inc.
	所在地	Conyers Trust Company (Cayman) Limited Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	Director J-Salt Partners Limited

	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	資本金	1.00USD
	主たる出資者及びその出資比率	Tribeca Charitable Trust 100%
国内代理人の概要	該当事項はありません。	
上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

※ 当社は、割当予定先である SH1, L.P. 並びにその業務執行組合員及び主な出資者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（東京都杉並区上荻1丁目2番1号 Daiwa 荻窪タワー、代表取締役社長 熊谷信孝）に調査を依頼し、同社より当該割当予定先が反社会的勢力等とは何ら関係がない旨の調査報告書を受領しております。
 なお、当社は、割当予定先、当該割当予定先の業務執行組合員、及びその代表者並びに割当予定先の主な出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の置かれている状況、技術力、事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による新株式、新株予約権付社債、新株予約権等の発行等、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (3) 本資金調達を選択した理由」に記載の理由、配慮に基づき、本新株予約権付社債及び本新株予約権により調達すること、並びにその割当予定先を SH1, L.P. とすることに決定いたしました。

割当予定先の主たる出資者を運用する IA パートナーズは、従来より当社の事業の将来性に注目しておりましたことから、IA パートナーズより、2021年8月頃、当社に対して面談の申し入れがありました。当時は、当社は、中長期目線での成長戦略及び投資資金調達や資本効率改善のための財務戦略策定を意識し始めていた時期であり、同月以降、同社と面談を複数回実施し、当社の事業計画や IA パートナーズの当社に対する業務支援や投資計画について意見交換を行いました。並行して他の投資家とも面談・協議を実施いたしました。当社の成長戦略及び資金調達の検討過程においては、IA パートナーズより最良の業務支援及び調達スキームを提案していただき、また、人的及びビジネス上のネットワークを保有し、事業展開支援において豊富な経験と実績がある IA パートナーズからの提案であることを勘案した結果、本件第三者割当の割当予定先として2023年1月頃を選定いたしました。また、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額については、IA パートナーズとの協議を経て本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の当社普通株式の終値を基準価格として、基準価格に1.08を乗じた金額としております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権、並びに本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針につきましては、以下の通り口頭にて確認しております。

割当予定先は、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権付社債を普通株式に転換し、また、本新株予約権を行使した上で売却する際における投資資金の回収、又は当社の財務状況等に応じ、本新株予約権付社債の時価による買入消却に応じることによる投資資金の回収）

を目的としているため、本新株予約権及び本新株予約権付社債を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針です。但し、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ速やかに売却する方針です。

また、上記「1. 募集の概要 (1)第4回無担保転換社債型新株予約権付社債 (10)その他」に記載の通り、2023年6月7日から2025年6月6日までの期間は、原則として、割当予定先は本転換社債型新株予約権を行使できない予定です。

さらに、上記「1. 募集の概要 (2)第4回新株予約権 (9)その他」に記載の通り、当社の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある30連続取引日のうちいずれか20取引日において、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある行使価額の120%を超えるまで、原則として、割当予定先は本新株予約権を行使できない予定です。

なお、本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、当社と割当予定先が締結する本引受契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨を合意する予定です。取締役会の決議による当社の承認をもって本新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、本新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を開示いたします。また、本新株予約権付社債についても同様の取扱いをします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、本日現在において、割当予定先は本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込金額並びに本新株予約権の行使に係る払込金額のために要する資金を有しておりません。

もっとも、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込金額のために要する資金については、割当予定先は、割当予定先に対して資金を拠出する予定のIAパートナーズ1号投資事業有限責任組合及びStakeholder Investment Private Equity Fund L.P.から、総額7億1,000万円を限度として出資を約束する旨の出資証明書を2023年5月19日付で取得しております。また、割当予定先は、割当予定先に対して資金を貸し付ける予定の株式会社三井住友銀行から、総額24億円を限度として融資を行う用意がある旨のコミットメントレターを2023年5月18日付で取得しております。

当社は、当該出資証明書及びコミットメントレターを確認することによって、割当予定先の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込金額の確保について問題がないものと判断しております。

また、当社は、本新株予約権の行使に係る払込金額のために要する資金については、割当予定先が、本新株予約権の行使の都度、割当予定先に対して資金を拠出する予定のIAパートナーズ1号投資事業有限責任組合及びStakeholder Investment Private Equity Fund L.P.から出資を受けて払込みを行う予定である旨を、IAパートナーズの代表取締役社長である村上寛氏から口頭で確認し、かつ、本新株予約権の行使に係る払込金額を上回る金額の未履行の出資約束金額の記載のある、IAパートナーズ1号投資事業有限責任組合の2022年12月期の独立監査人の監査証明付き財務諸表等及びStakeholder Investment Private Equity Fund L.P.の独立監査人の監査証明付きFinancial Statementsを確認することにより、本新株予約権の行使に係る払込金額のために要する資金の確保について問題がないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2023年3月31日現在）		募集後	
氏名	持株比率 (%)	氏名	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10.01	SH1, L.P.	12.96
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9.82	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8.71
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	7.05	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8.54
明治安田生命保険相互会社 （常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	2.48	CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	6.13
日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	2.46	明治安田生命保険相互会社 （常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	2.16
堺化学取引先持株会	2.46	日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	2.14
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	2.19	堺化学取引先持株会	2.14
SMB C 日興証券株式会社	1.97	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	1.91
岡 秀朋	1.55	SMB C 日興証券株式会社	1.72
RE FUND 107-CLIENT AC （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	1.47	岡 秀朋	1.35

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2023年3月31日現在の株主名簿をもとに算出しております。
2. 募集後の大株主及び持株比率は、2023年3月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権が行使価額1,975円により全て行使され、また本新株予約権付社債が転換価額1,975円により全て転換された場合に交付される当社普通株式2,531,500株を加えて算定しております。
3. 上記の割合は、小数点第3位を四捨五入して算出しております。

9. 今後の見通し

本件第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による影響は、その効果が中長期的に及ぶものであり、現時点では、2023年5月12日に公表いたしました「2023年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の2024年3月期の通期業績予想に変更はありません。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

上記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通り、本日現在の発行済株式に係る総議決権数に対して最大15.69%の希薄化が生じます。しかし、希薄化率が25%以下であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める手続きを要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	84,918	80,135	83,861
営業利益	4,304	7,494	4,407
経常利益	4,012	8,840	4,854
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△2,803	6,747	2,344
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△166.58	407.06	144.85
1株当たり配当額(円)	15.00	70.00	75.00
1株当たり純資産額(円)	4,502.33	4,875.69	4,970.11

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2023年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	17,000,000株	—
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始値	1,783円	2,120円	1,946円
高値	2,341円	2,484円	2,028円
安値	1,578円	1,725円	1,708円
終値	2,103円	1,942円	1,770円

(注) 各株価は、東京証券取引所(市場第一部。2022年4月4日以降はプライム市場)におけるものであります。

②最近6ヶ月間の状況

	2022年 12月	2023年 1月	2月	3月	4月	5月
始値	1,875円	1,760円	1,829円	1,815円	1,791円	1,832円
高値	1,879円	1,826円	1,853円	1,879円	1,832円	1,895円
安値	1,735円	1,727円	1,775円	1,708円	1,740円	1,806円
終値	1,782円	1,820円	1,817円	1,770円	1,822円	1,829円

(注) 2023年5月の株価については、2023年5月19日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2023年5月19日
始値	1,830円
高値	1,835円
安値	1,819円
終値	1,829円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

堺化学工業株式会社
第4回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 募集する社債の名称 堺化学工業株式会社第4回無担保転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金 3,000,000,000 円
3. 各社債の金額 金 100,000,000 円の1種。
各社債の口数は30口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
4. 新株予約権付社債の券面
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券は発行されない。
5. 払込金額 各社債の金額100円につき100円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
6. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率
本社債には利息を付さない。
8. 担保・保証
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 申込期日 2023年6月7日
10. 本新株予約権の割当日 2023年6月7日
11. 本社債の払込期日 2023年6月16日
12. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、SH1, L.P.に30口を割り当てる。
13. 本社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、2030年6月15日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。
 - (2) 繰上償還事由
 - ① 合意による繰上償還
当社は、本新株予約権付社債権者との間の合意により、いつでも、本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。
 - ② 社債権者の選択による繰上償還
本新株予約権付社債権者は、2028年6月15日及び2029年6月15日において、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から15銀行営業日以上後の日を償還日として、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
 - ③ 組織再編行為による繰上償還
本新株予約権付社債権者は、組織再編行為(以下に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。以下同じ。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。)、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上後の日を償還日(償還日は当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。但し、組織再編行為承認日から30日以内に当該組織再編行為の効力発生日が到来する場合には、当該通知日から30日目以降の日を償還日とすることができる。)として、その保有する本社債の全部又は一部を以下の償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。当社は組織再編行為承認日に、本新株予約権付社債権者に対して、組織再編行為の概要(その効力発生日を含む。)を通知するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が 100%を超える場合には、各社債の金額 100 円につき金 100 円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが 100%以下となる場合には、各社債の金額 100 円につき金 100 円とする。

「参照パリティ」とは、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式 1 株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第 15 項第(4)号①に定義される。以下同じ。）で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる 5 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該 5 連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において第 15 項第(4)号③及び⑥に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第 15 項第(4)号②乃至⑦に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、(a)当社が消滅会社となる合併契約の締結、(b)当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、(c)当社の事業若しくは資産の全部若しくは重要な一部の第三者への譲渡、(d)当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、(e)株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又は(f)その他の日本法上の会社組織再編手続で、上記(a)乃至(e)と同様の効力を有するものをいう。

④ 公開買付け事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、公開買付け事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を本号③に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「公開買付け事由」とは、当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合をいう。

⑤ スクイズアウト事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、スクイズアウト事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を本号③に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「スクイズアウト事由」とは、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する

株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

⑥ 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を本号③に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50%超となった場合をいう。

⑦ 財務制限抵触事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、財務制限抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 15 銀行営業日以上後の日を償還日として、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「財務制限条項抵触事由」とは、当社の 2023 年 3 月期以降の単体又は連結の通期の損益計算書に記載される経常損益が 2 期連続して損失となった場合、又は、当社の 2023 年 3 月期以降の各事業年度末日における単体又は連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の 75%を下回った場合をいう。

⑧ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 15 銀行営業日以上後の日を償還日として、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「上場廃止事由等」とは、当社若しくはその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表若しくは連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

⑨ その他の事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社について以下に定める事由が一つでも発生した場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、本新株予約権付社債権者の定める日を償還日として、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

- a 支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。
- b 解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき（合併に伴って解散する場合を除く。）。
- c 事業を廃止したとき。
- d 電子交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。

- e 当社の資産について仮差押え、保全差押え又は差押えの命令若しくは通知（日本国外における同様の手続を含む。）が発送されたとき、又は保全差押え若しくは差押えの命令に係る送達を命じる処分が行われたとき。
- f 当社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
- g 社債を除く当社の債務の全部若しくは一部について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して当社が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき。
- h 当社が本新株予約権付社債の買取りに関して本新株予約権付社債権者と締結した契約に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領した後 10 日以内にその履行又は是正をしないとき。
- i 当社の事業若しくは財産の状態に重大な悪化が生じ、又は重大な悪化が生じるおそれがあり、債権保全のために必要と認められる相当の事由が生じたとき。

(3) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行営業日以外の日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

14. 合意による買入消却

- (1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、かかる買入れと同時に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却するものとし、かかる消却と同時に、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

15. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 30 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - ① 種類
当社普通株式
 - ② 数
本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1 単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた 1 円未満の端数はこれを切り捨てる。
- (4) 転換価額
 - ① 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、1,975 円とする。なお、転換価額は本号②乃至⑦に定めるところに従い調整されることがある。
 - ② 当社は、本新株予約権付社債の発行日後、本号③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価} \\
 \text{額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{\begin{array}{r}
 \text{交付株式} \\
 \text{数}
 \end{array} \times \begin{array}{r}
 \text{1 株当たり} \\
 \text{発行価額又は} \\
 \text{処分価額}
 \end{array}}{\begin{array}{r}
 \text{1 株当たりの時価}
 \end{array}}$$

$$\begin{array}{r}
 \text{既発行普通株式数} \\
 + \\
 \text{交付普通株式数}
 \end{array}$$

③ 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 時価（本号⑤(b)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度（2018年6月27日開催の第123回定時株主総会において導入済みの制度に限る。）に基づき当社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(c) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、本新株予約権付社債と同日付で発行される新株予約権は除く。）を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(e) 本号③(a)乃至(c)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号③(a)乃至(c)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

④ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑤ (a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

(b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日（「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

- (c) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本号③(e)の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑥ 本号③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑦ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本号③(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- ① 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
- ② 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (6) 本新株予約権の行使期間
2025年6月7日から2030年6月15日(本項第(4)号②乃至⑦に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前の日)までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- (9) 新株予約権の行使請求の方法
- ① 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(6)号記載の本新株予約権の行使期間中に第20項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。
- ② 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (10) 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (11) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は大阪府においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 償還金の支払場所

堺化学工業株式会社 経営戦略本部 経理部

20. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

堺化学工業株式会社
第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 堺化学工業株式会社第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 35,137,220 円
3. 申込期日 2023年6月7日
4. 割当日 2023年6月7日
5. 払込期日 2023年6月16日
6. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、SH1, L.P. に10,126個を割り当てる。
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,012,600株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
8. 本新株予約権の総数 10,126個（新株予約権1個につき目的となる株式数は100株）
9. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金3,470円
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合には、株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、金1,975円とする。但し、行使価額は第11項の規定に従って調整されるものとする。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの時価}}{\text{1株当たりの払込金額}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度（2018年6月27日開

催の第123回定時株主総会において導入済みの制度に限る。)に基づき当社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが、本新株予約権と同日付で発行されるものは除く。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{期間内に交付された普通株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使

価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行き行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2023年6月17日から2027年12月31日までとする。

13. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) 本新株予約権者は、以下のいずれかの条件を満たす場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

①当社の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある30連続取引日のうちいずれか20取引日において、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある行使価額の120%を超えた場合。

②組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。以下同じ。）。

「組織再編行為」とは、(a)当社が消滅会社となる合併契約の締結、(b)当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、(c)当社の事業若しくは資産の全部若しくは重要な一部の第三者への譲渡、(d)当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、(e)株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又は(f)その他の日本法上の会社組織再編手続で、上記(a)乃至(e)と同様の効力を有するものをいう。

③公開買付け事由（以下に定義する。）が生じた場合。

「公開買付け事由」とは、当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合をいう。

④スクイーズアウト事由（以下に定義する。）が生じた場合。

「スクイーズアウト事由」とは、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

⑤支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

⑥財務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合。

「財務制限条項抵触事由」とは、当社の2023年3月期以降の単体又は連結の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の2023年3月期以降の各事業年度末日における単体又は連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合をいう。

⑦上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合。

「上場廃止事由等」とは、当社若しくはその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表若しくは連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

⑧当社について以下に定める事由が一つでも発生した場合。

- a 支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。
- b 解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき（合併に伴って解散する場合を除く。）。
- c 事業を廃止したとき。
- d 電子交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
- e 当社の資産について仮差押え、保全差押え又は差押えの命令若しくは通知（日本国外における同様の手続を含む。）が発送されたとき、又は保全差押え若しくは差押えの命令に係る送達を命じる処分が行われたとき。
- f 当社が発行する社債について期限の利益を喪失したとき。
- g 社債を除く当社の債務の全部若しくは一部について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して当社が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載してこれに記名押印した上、第12項記載の本新株予約権の行使期間中に第18項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

17. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到達し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第19項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 大阪営業部

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上